

# 介護保険料が変わります

消費税による公費を投入して平成27年度から低所得者の保険料の軽減強化を実施していますが、更に10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、保険料が軽減されます。

## 軽減対象者

所得に応じて第1段階から第3段階に区分されます。

段階	対象者
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下
第2段階	・世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下
第3段階	・世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超

## 軽減割合

保険料基準額（年額67,200円）に対し、下表のとおり軽減を図ります。

段階	平成30年4月～		平成31年4月～	
	割合	納付金額(円)	割合	納付金額(円)
第1段階	0.45	30,200	0.375	25,200
第2段階	0.75	50,400	0.625	42,000
第3段階	0.75	50,400	0.725	48,700

■お問い合わせ 保健福祉課介護福祉グループ（健康管理センター） ☎01392-2-2122

# 人事異動のお知らせ

令和元年6月1日付の木古内町人事異動をお知らせします。

異動後	氏名	異動前
○課長級		
総務課参事（木古内町社会福祉協議会へ派遣）	阿部 亮輔	保健福祉課介護福祉グループ主査 兼包括ケア推進室
北海道へ帰任	田原 佳奈	まちづくり新幹線課 新幹線振興室長
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	大山 進	北海道より地方自治法派遣
○主査・主幹級		
北海道より帰任 保健福祉課介護福祉グループ主査兼包括ケア推進室	佐藤 利架	渡島総合振興局保健環境部 社会福祉課主査